玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託

仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書(以下「仕様書」という。)は、玉名市(以下「委託者」という。)が受託者に委託 する「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託」(以下 「本業務」という。)について適用するものとする。

(目的)

第2条 本市では、コロナ禍等の影響で市中心部の賑わいが失われてきていることから、JR玉名駅や 1300年の歴史を誇る玉名温泉、国指定史跡である高瀬御蔵跡・高瀬船着場跡などの地域資源や特性を 活かし、人を呼び込む「賑わいのまちづくり」を推進するため、令和5年度に「玉名市まちなか未来 プロジェクト」を立ち上げ、令和6年度にグランドデザイン(全体構想)を策定することとしている。

本業務は、グランドデザイン策定後の官民連携によるまちづくりを円滑に進めるため、市中心部の公共空間を利用した社会実験事業を実施するとともに、玉名市の魅力を積極的に情報発信する等、官民連携によるまちづくりの機運の醸成を図り、まちなかの更なる活性化を促進することを目的とする。

なお、本業務は熊本県の令和5年度(2023年度)第二次地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用 して実施するものである。

(業務の区域)

第3条 JR玉名駅、高瀬・裏川地区(【図①】位置図を参照)

(業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から令和6年2月22日(木)までとする。

(準拠する法令)

- 第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。
 - (1) 測量法(昭和24年法律第188号、最終改正:令和4年法律第68号)
 - (2) 測量法施行令(昭和24年政令第322号、最終改正:令和元年政令第183号)
 - (3) 測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号、最終改正:令和5年国土交通省令第71号)
 - (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正:令和4年法律第87号)
 - (5) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号、最終改正:令和5年政令第280号)

- (6) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号、最終改正:令和5年国土交通省令第30号)
- (7) 玉名市公共工事業務委託契約約款(令和2年4月8日 告示第66号)
- (8) 玉名市財務規則(平成17年10月3日 規則第39号)
- (9) その他関係法令及び諸規則

(提出書類)

- 第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。
 - (1) 着手届
 - (2) 管理技術者等通知書(経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類)
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務計画書
 - (5) その他委託者が指示する書類

(配置予定技術者)

第7条 本業務を担当する受託者の選任する配置予定技術者は、本業務の意図や目的を十分に理解した 上で、空き家対策のまちづくり及びまちづくり交流イベントの企画運営に必要となる高度な技術と十 分な実務経験を有した技術者を配置するものとする。

(業務の遂行)

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、業務工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

(資料貸与)

第9条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与し、若しくは閲覧させるものとする。受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償し、若しくは修復しなければならない。

(打合せ協議)

第10条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針 及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面(打合せ記録簿)に記 録し、相互に確認するものとする。

打合せ協議は、新型コロナウイルス等の感染状況に応じてオンラインでのWeb会議も可とする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならな

61

(損害賠償)

第12条 受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害又は公衆に迷惑を生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の瑕疵が認められない場合は、この限りではない。

(成果品の帰属)

第13条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

成果品のうち、受託者又は第三者に帰属する著作物については、委託者は非独占的使用権を有するものとする。

(検査及び瑕疵)

- 第14条 本業務委託成果の納品に当たって、受託者は次に定める事項に対応しなければならない。
 - (1) 完了検査を受ける際は、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けること
 - (2) 前号の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。

(一括再委託の禁止)

第15条 受託者は、委託の履行に際し本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託すること はできない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

また、契約書の各条項又は仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、再委託先がこれを遵守することに関して、受託者は一切の責任を負う。

(情報保護)

第16条 受託者は、本業務を履行する上で、委託者の情報資産を取り扱うことから、情報資産の漏えい対策を行わなければならない。

(その他)

第17条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。

第2章 業務内容

(業務概要)

- 第18条 本業務の概要は、次のとおりとする。
 - (1) 公共空間を利活用する社会実験事業
 - (2) アドバイザー講演企画運営
 - (3) 人流計測
 - (4) まちなか魅力発信プロモーション
 - (5) 夜間の景観向上

(公共空間を利活用する社会実験事業)

- 第19条 公共空間を利活用する社会実験事業は、以下の3事業を行うものとする。
 - (1) 「市民参加によるDIYワークショップの実施」
 - ア 内 容 机・椅子などを作製・設置する「DIYワークショップ」の企画・運営・開催
 - イ 場 所 JR 玉名駅のキヨスク跡
 - ウ 実施回数 業務委託期間内に3回
 - エ そ の 他 ・実施にあたっては、地域住民・学生・商店街等へ働きかけ参加を促すこと。
 - ・JR 玉名駅のキヨスク跡には、一般社団法人玉名観光協会の E-bike が配置されているため、提案に関しては施設の共用に留意するものとこと。
 - ・JR 玉名駅の平面図は、【図②】JR 玉名駅詳細図を参照のこと。
 - (2) 「公共空間を利用した市民イベントへの支援」
 - ア 内 容 市民団体等が公共空間を利用して開催するイベントに必要な機材類の購入及び貸出 等の仕組みづくり
 - イ 場 所 JR玉名駅前広場、玉名市市道(歩道部:高瀬・裏川地区)

【図③-1、2】配置イメージ図を参照のこと。

- ウ そ の 他 ・機材類の管理については、委託者が指定する備品台帳を整備し、機材に備品シール を張り付け、委託者が指定する場所に保管する。
 - ・想定しているイベントの内容及び実施回数は【別表①】のとおりとする。
 - ・機材類の規格及び数量は【別表②】のとおりとする。なお、メーカ名を明記しているが、同等品以上であれば、メーカは問わない。なお、これらの機材類については、委託業務完了時に市へ引き渡すものとする。

【別表①:想定しているイベントの内容及び実施回数】

予定場所	実施予定時期	予定回数
JR 玉名駅前広場イベント	11 月から 1 月	2 回
玉名市市道(歩道部:高瀬・裏川地区)	11 月から 1 月	1 回

【別表②:機材類の規格及び数量】

名称	規格	数量	単位
店舗用テント	日本テント かんたんてんと3 (アルミ) W3,000×D6,000	3	基
店舗用テント	日本テント かんたんてんと 3 (アルミ) W1,800×D1,800	4	基
テント幕	日本テント かんたんてんと3(4方幕) W1,800×D1,800	2	枚
加重プレート	日本テント 鋳鉄製 10 k g	18	個
	造作テント W1,800×D1,800		
	3 基分の材料費は以下のとおり。		
木製屋台 杉:30×90×4m 20 本		3	基
	コンパネ:910×1,800 3枚		
	ボルト 40 セット		
机	LOGOS グランベーシック&ローテープル W1,120×D700×H535~800	9	台
LOGOS グランベーシックチェア for2 W1,120×D590×H720 (座面		18	肚田
1 ^	320)	10	脚
芝生	人工芝 ロール巻き リアルタイプ W1,000×L10,000	1	巻

(3) 「アンケート調査の実施」

ア 内 容 (1)(2)で想定しているイベント等における、来訪者の満足度等を把握するアンケート調査の調査内容、実施方法及び集計方法の提案

イ その他 実施回数は2回以上とする。

(アドバイザー講演企画運営)

第20条 空き家・賑わいのまちづくりの課題解消に繋がるアドバイザー講演の企画運営を行う。周知等に関しては、委託者と協力して行うものとする。開催場所及び回数は【別表③:アドバイザー講演概要】のとおりとする。また、場所と回数については、関係機関等との協議により変更となる場合がある。ただし、合計回数(6回)に変更はない。

なお、アドバイザー講演費用には、講師の謝金・旅費を含むこととし、旅費には宿泊費は認められるが、飲食に要する経費は認められない。夕食代・朝食代等を抜いた「素泊まり」の費用を計上すること。

【別表③:アドバイザー講演概要】

名称	開催場所	回数・期間
空き家まちづくりセミナー及び地域交流会	J R玉名駅	3 回
まちづくり講演会	玉名市役所	3 回
合計		6 回
上記 講師謝金及び旅費 2日/月×3回		6 回
上記 運営費 (ワークショップ分含む)		3 か月

(人流計測)

- 第21条 交通結節点であるJR玉名駅の来訪者が所有するスマートフォン等の通信機が発する情報(パケット)を受信するためのセンサーとしてのWi-Fiルーターを設置し、センサー周辺にあるWi-Fi機能をオンにした通信機の台数や移動、滞留等を計測する。また計測データと人流ビッグデータを組み合わせることで、来訪者の属性(性別、年代、居住地等)を付与した分析データを作成する。
 - (1) センサーの配置 IR玉名駅前の人流を取得するためにセンサーを最適に配置すること。
 - (2) 計測期間 令和5年12月8日(金)から令和6年1月12日(金)まで
 - (3) 計測結果の分析 センサーで計測したデータから、来訪者の日別・時間別の人数、滞在状況、駅前内の回遊状況 を分析する。
 - (4) プライバシーへの配慮
 - ア 計測期間中は来訪者に対してプライバシーに配慮した対策を講じること。
 - イ センサーで取得するデータ(通信機のMACアドレス等)はハッシュ化するなど匿名化して分析処理すること。

なお、分析結果をもとに、今後のイベント時への配慮事項を提案するものとする。

(まちなか魅力発信プロモーション)

- 第22条 JR玉名駅のキヨスク跡にて、玉名市の魅力を情報発信するため、次のとおり、機材類の購入及 び広報ツールの製作等を行うこと。なお、購入する機材類については、メーカ名を明記しているが、 同等品以上であれば、メーカは問わない。
 - (1) デジタルサイネージの購入

市または市民団体等が実施するイベントチラシ(静止画)のリピート再生を行う。

なお、デジタルサイネージへのデータは委託者で用意する。

(参考) デジタルサイネージ (スタンドアロン50型) 1基

- (2) イベントでのノベルティグッズの製作
 - (参考) 缶バッジ (デザイン込み) 四角形40mm OPP包装 300個 (株式会社ノート)
- (3) 広報チラシデザインの製作

PDF・JPEG・PPT等汎用性の高い電子データで納品すること。

(夜間の景観向上)

第23条 玉名駅広場や高瀬・裏川地区の文化財などのライトアップ演出を実施する。ライトアップに必要な機材類(【別表④】)の購入を行うこと。メーカ名を明記しているが、同等品以上であれば、メーカは問わない。なお、これらの機材類については、委託業務完了時に市へ引き渡すものとする。

【別表④:機材類の規格及び数量】

名称	規格		単位
LED フルカラー投光器	パナソニック製:ダイナセルフアー		基
同上 電源	Jackery Solar Generator 2000 Pro ポータブル電源 ソーラーパネル セット		基
LED ソーラーガーデンライト	キシマ:75×75×135	100	個
LED ソーラーライト piccolo(ピッコロ)	YAMAZEN(山善): 70×70×50 LED1 灯(0.06W 相当) 1 セット 12 個入り	3	セット

(業務報告書の作成)

第24条 業務報告書として、各業務の活動実績及び関係資料、写真等を取りまとめて作成し報告すること。

(成果品)

第25条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

【別表⑤:成果品一覧】

No.	成果品	数量	単位
1	業務報告書	1	式
2	購入備品、製作備品、備品台帳及び写真	1	式
2	人流データ解析結果	1	式
3	アンケート及び集計結果	1	式
4	広報チラシデザイン (PDF・JPEG・PPT等汎用性の高い電子データ)	1	式
5	ノベルティグッズ	1	式
6	打合せ記録簿	1	式
7	その他受託者発注者協議の上必要とする資料	1	式

(納品場所)

第26条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

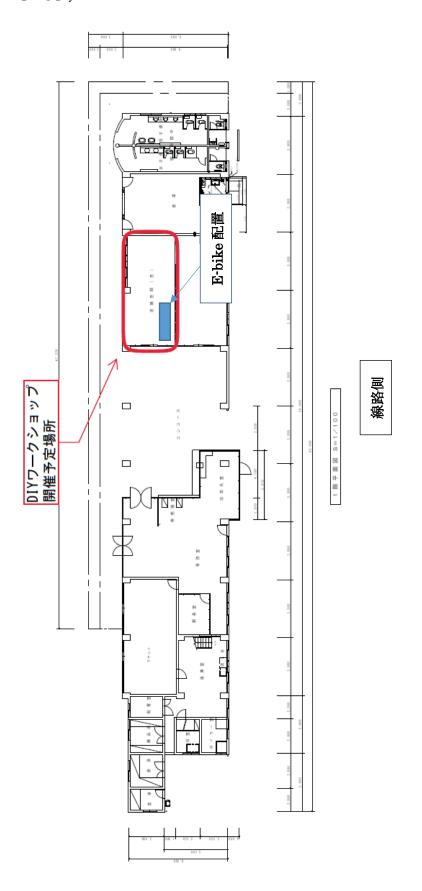
(その他)

第27条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。

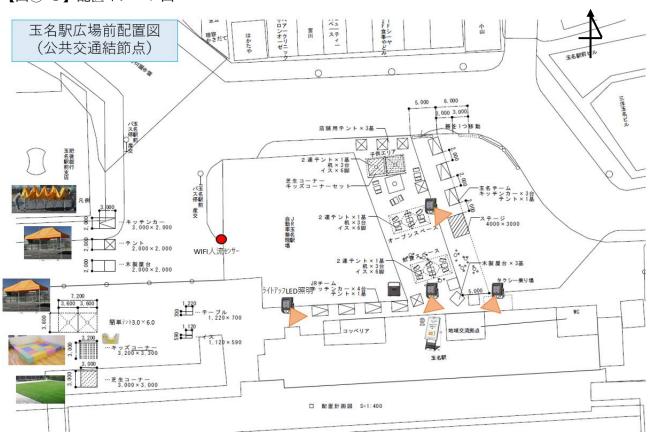
【図①】位置図



【図②】JR 玉名駅詳細図



【図③-1】配置イメージ図



【図③-2】配置イメージ図

